

令和6年度社会福祉法人会計実務研修【初級コース】 開催要項

1 目的

日常の取引に係る経理事務処理や、会計基準に準拠した計算書類を作成できるようになるための基礎知識を身につけることを目的とします。

2 主催

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）・島根県社会福祉法人経営者協議会

3 対象者

社会福祉法人に勤務する会計・経理担当者で経験年数が少なく（3年未満）、会計の基礎知識を身につけたい方

4 内容

e ラーニングで行います。

期間	内容（約4時間）	講師
令和6年 12月9日（月） ～ 令和7年 1月31日（金）	・社会福祉法人会計の仕訳 ・決算書の構造の基本 ・仕訳から決算書作成までのプロセス ・社会福祉法人会計基準に基づく日常の取引の会計処理 (収益・費用取引、支払資金間取引、固定資産・固定負債取引等)	島根県社会福祉協議会 法人支援部・経営指導員 永場 真

〔e ラーニングについて〕

- ・e ラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- ・パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- ・e ラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、e ラーニング動画を繰り返し視聴できます。
- ・e ラーニング動画の視聴は、受講者に限ります。それ以外の人の視聴は認めていません。
- ・e ラーニングデータを研修以外の目的で使用及び複写することを禁じます。（SNS に掲載すること等を含む）

5 申込方法および受講決定等

- ① **令和6年11月15日(金)12:00までに、島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）の「研修受講サポートシステム」からお申し込みください。**
- ② 研修受講サポートシステムの入力手順については、マニュアルのダウンロードが可能です。
※お申込みは事業所の登録→受講者の登録→当該研修への受講者の申込を行う流れです。
※お申し込みは基本的に所属事業所を通じて行ってください。なお、同一事業所から複数名申し込むことは可能ですが。
- ③ 受講を決定した場合、締切後1週間前後で記載された送付先に決定通知を送付いたします。
- ④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
※島根県社会福祉協議会又は島根県社会福祉法人経営者協議会
会員：5,000円／人 非会員：8,000円／人
- ⑤ 決定後の受講取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料は事業所負担となりますので、あらかじめご了承ください。

6 申込・問合先

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／三神・永瀬

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

（TEL）0852-32-5975（FAX）0852-32-5956（HP）<https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

e ラーニングのイメージ

◆必要動作環境

インターネット環境、メールアドレス、動画視聴が可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等が必要です。
動画は転送量が大きいため、モバイル通信ではなく Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。

◆ログイン方法



① 島根県福祉人材センターのトップページから「e ラーニングサポートページ」を開きます。



② e ラーニング受講をクリックします。



③ ログイン ID とパスワードを入力すると学習画面が表示されます。